

## 第7期第8回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(金) 午後2時00分から午後2時19分
2. 開催場所 むかわ町産業会館第1研修室及びむかわ町役場穂別総合支所委員会室
3. 出席委員 ○(25名)
4. 欠席委員 △(2名)

1番	小岸 元気	○	10番	田代 英孝	○	19番	佐田 正彦	○
2番	中田 賢大	○	11番	小笠原 正実	○	20番	森山 幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬 利一	○	21番	伊藤 正人	○
4番	山本 好一	△	13番	毛利 武	○	22番	貞廣 賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	平島 道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木 茂美	○
7番	山谷 和彦	○	16番	藤岡 健人	○	25番	藤江 政利	○
8番	宇南山 浩利	△	17番	石崎 代里子	○	26番	佐々木 保成	○
9番	永田 寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島 勝美	○

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件
- 第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件
- 第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第8 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 第9 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

### 6. 農業委員会事務局職員

本 庁—事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香  
穂別支局—支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

### 7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長からご挨拶をいただき引き続き進行をお願いします。

会 長 | 【会長挨拶】

議 長	<p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。欠席委員は、4番・山本委員、8番・宇南山委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第8回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、15番・林利輝委員と16番・藤岡健人委員の両名を指名したいと思います。が、鵜川地区、よろしいでしょうか。</p>
鵜川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	<p>それでは、両名に決定をいたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告2件、議案3件の合わせて5件です。従って、会期は本日一日にしたいと思います。が、鵜川地区、よろしいでしょうか。</p>
鵜川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。
穂別地区	(異議なし)
議 長	<p>異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号「地区委員会の結果にする件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>報告第1号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>2月につきましては、議案に記載のとおり、2月10日に川東地区委員会を開催しております。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判断しております。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、鵜川地区、質疑はありませんか。
鵜川地区	(異議なし)
議 長	穂別地区、質疑はありませんか。

穂別地区	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第4 報告第2号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	報告第2号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書3ページ、4ページに申出書の写しを添付してございます。 記載の農地は12月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第3号にてご説明申し上げます。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、鶴川地区、質疑はありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
議長	穂別地区、質疑はありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。 鶴川地区、ご異議ありませんか。
鶴川地区	(異議なし)
議長	穂別地区、ご異議ありませんか。
穂別地区	(異議なし)
議長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。 事務局の説明を求めます。
主査	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書6ページをお開き願います。

主	査	<p>1 番につきましては、設定人の経営規模縮小に伴い、売買するものです。</p> <p>2 番につきましては、使用貸借権を設定し耕作しておりますが、期間満了を迎えるため、同様の内容により更新するものです。</p> <p>以上 2 件、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>7 ページから 10 ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
1 5	番	<p>1 番について現地を確認してきましたので、報告します。</p> <p>から農地を売買する案件です。取得後は、水稻を作付けする計画となっております。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>
1 8	番	<p>2 番について現地を確認してきましたので、報告します。</p> <p>経営主である が、からの使用貸借地としている農地の契約期間満了に伴う更新の案件です。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はありませんか。</p>
鶴 川 地 区		(異議なし)
議	長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂 別 地 区		(異議なし)
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第 1 号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。</p>
鶴 川 地 区		(異議なし)
議	長	<p>穂別地区、ご異議ありませんか。</p>
穂 別 地 区		(異議なし)
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第 1 号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 6 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

主 査 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。  
 議案書12ページをお開き願います。  
 1番は、[ ]が農業用施設を建設する案件です。申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。  
 また、申請者が営農上必要とする農作業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。  
 なお、面積・事業案件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。  
 13ページから17ページまで、それぞれ現況地目図・配置図・調査票を添付しておりますので、ご確認願います。  
 以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

21 番 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。  
 本申請は、農作業用設備を建設するもので、申請地は、[ ]が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。  
 また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
 説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はありませんか。

鶴川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、質疑はありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。

鶴川地区 (異議なし)

議 長 穂別地区、ご異議ありませんか。

穂別地区 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。  
 続いて、日程第7 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。

議 長	事務局の説明を求めます。
主 査	<p>議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書19ページ、利用権設定2件です。</p> <p>1番につきましては、設定人の経営規模縮小により、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>2番につきましては、買入協議により農業公社への所有権移転が完了したため、利用権を設定するものです。</p> <p>以上、利用権設定2件3筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>20ページと21ページに、図面を添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑について鶴川地区、質疑はありませんか。</p>
鶴 川 地 区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、質疑はありませんか。</p>
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することに鶴川地区ご異議ありませんか。</p>
鶴 川 地 区	(異議なし)
議 長	<p>穂別地区、ご異議ありませんか。</p>
穂 別 地 区	(異議なし)
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、3月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。</p>